

Title	第二次世界大戦期ドイツにおけるソ連人労働者政策の転換(上)
Sub Title	Der Kurswechsel der Politik sowjetischer Zwangsarbeiter in Deutschland während des Zweiten Weltkrieges (I)
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1991
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.84, No.3 (1991. 10) ,p.551(19)- 571(39)
JaLC DOI	10.14991/001.19911001-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19911001-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第二次世界大戦期ドイツにおける ソ連人労働者政策の転換（上）

矢野 久

I. はじめに

Hitler が政権を掌握してからちょうど10年後の1943年1月30日、宣伝大臣 Goebbels は「総力戦」にのぞむべく総動員体制を宣言した。ここに、ドイツ人を戦争経済に配置投入する「労働総動員体制」が敷かれることになった。そして翌2月5日、6日の全国指導者大会で、労働配置総監 Sauckel は第一にドイツ人、とりわけ女性の労働動員、第二に外国人の労働動員を要求し、こうしてナチス・ドイツの労働動員政策の重点は、形式的にはドイツ人女性の労働動員に移行することになった。しかし実際には、ドイツ人女性はそれほど労働動員されたわけではなかった⁽¹⁾。それは外国人労働者が多かったことと関連があり、外国人労働者の労働動員が実際には最重要視されていたからでもある。しかし、これまでの形態での外国人労働者の労働動員には、すでに1942年の時点で疑問が投げかけられていた。すなわち、一方で、「能率原理」にもとづく外国人労働者政策への転換の必要性が主張されるようになり、他方で、ドイツ民衆が抱くソ連人労働者像が大きく変化し、それまで「人間以下」と宣伝されてきたソ連人労働者が、ドイツ民衆に肯定的に評価されるようになっていたからである⁽²⁾。こうした1942年の変化を背景に、「労働総動員体制」下に、ソ連人労働者の労働能率を上昇させ、ソ連人労働者を労働力としてドイツ戦争経済に貢献させる道が積極的に求められるようになる。

本稿の課題は、ライヒ、つまりドイツ本国に強制連行され、強制労働させられたソ連人労働者、つまりソ連市民労働者（いわゆる「東方労働者」）とソ連人戦時捕虜に対するナチス・ドイツの労働者政策転換の内容を明らかにすることにある。従来、ソ連人労働者には「人間以下」の価値しか認めず、したがってできるだけ残忍に取り扱うことで労働動員するというやり方が展開されていたが⁽³⁾、「労働総動員体制」下でそれがどのように変化したのかを明らかにする。具体的には賃金、宿営、

注（1） 矢野「女性労働動員（上）」48頁以下。

（2） 矢野「女性労働動員（上）」50頁以下、同「（下）」185頁以下。

（3） 矢野「強制連行・強制労働」231頁以下。

（4） 矢野「外国人労働者像」106頁以下。

（5） 矢野「強制連行・強制労働」206頁以下。

食糧配給、処遇を例に政策内容を扱い、次に、ソ連人労働者の労働能率に注目して、ソ連人労働者政策が具体的に労働能率に及ぼした影響を考察する。

ところで、ソ連人労働者はドイツ戦争経済にとってどの程度重要な労働力源であったのだろうか。1944年8月現在ドイツで労働動員されていた外国人労働者総数7,651,970名のうち、ソ連人労働者数は2,758,312名で36%を占め、最も多かった。特に鉄・金属産業部門に就業するソ連人労働者の数は883,419名で、同部門に就業する外国人労働者の58%、鉱業部門では252,848名で52%であった。⁽⁶⁾ このようにソ連人労働者はドイツ戦争経済にとって必要不可欠の重要な労働力源であったのである。

II. 外国人労働者政策の転換

労働配置総監 Sauckel は1943年1月6日の労働配置担当者第一回会議において、外国人労働者配置に関し、一方で、「労働義務が労働配置における1943年の鉄則」であり、「感傷的人道主義の最後の残りを捨てる」ことの必要性を主張した。しかし他方で、外国人労働者から十分な労働能率を引き出すために、外国人労働者が残忍に取り扱われることに反対し、労働・生活諸条件を改善するよう要請した。ここにナチス労働配置政策の二重の課題を確認することができる。⁽⁷⁾ こうした二重の課題設定は、外国人労働者、とりわけソ連人労働者を残忍に取り扱う従来の労働配置政策の転換を意味するものであった。この転換は、1943年7月に Sauckel が「我々は外国人労働者を数年必要とし、しかも彼らの配置投入は非常に限られているために、私は彼らを短期的に搾取することはできないし、また、彼らの労働能力を乱費することもできない」と強調したように、外国人労働者の労働・生活諸条件を一定程度改善し、それによって彼らの労働能率を上昇させるという、長期的な外国人労働者政策への転換であった。⁽⁸⁾

こうした方向転換がナチ・イデオロギーの歴史の変遷においてどのような位置を占めるかという問題は研究の余地があるが、外国人労働者の処遇の問題は、Sauckel、親衛隊(SS)全国指導者 Himmler に加えて、1943年初頭の「労働総動員体制」の導入との関係で宣伝大臣 Goebbels もかわることになった。Goebbels はソ連市民労働者のライヒでの労働動員を根拠づけるために、プロパガンダの重点を「東方の生存圏」の征服から、「ボルシェヴィズムに対する闘い」におきかえ、「総力戦」を正当化したのである。この論理は、「ロシア民族」、すなわち、東方における「低劣な人種」の支配に対するドイツ民族の支配のための戦争から、「ボルシェヴィズムの支配」に対抗する「ヨーロッパ文化」の防衛戦争、というプロパガンダの転換をもたらすものであった。⁽⁹⁾ Goebbels

注(6) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 270 f.

(7) Sauckels Rede anlässlich der ersten Tagung der Arbeitseinsatzstäbe vom 6. 1. 1943, in: *Handbuch des GBA*, S. 233. 強調は原文。

(8) Zit. in: *DZW*, Bd. 3, S. 223.

(9) Goebbels vom 4. 1. 1943, vom 21. 1. 43, vom 24. 1. 43 und vom 12. 2. 43, in: Boelcke: *Wollt Ihr den totalen Krieg?*, S. 416, 424, 427, 440 f.

は同年2月15日の布告により、ライヒに存在する東方諸民族の処遇に関する規則を発表した。そこでは、ライヒでのソ連市民労働者の労働配置は、「ロシア民族」ではなくボルシェヴィズムの残忍性に対する攻撃として根拠づけられている。それにもとづいて、Goebbelsは、「ライヒで就業する外国人労働者の処遇に関する細則」を作成する権限を与えられた。⁽¹⁰⁾ここに、外国人労働動員における権限の複合化が始まった。すなわち、一方で Sauckel を中心とした外国人労働者の「労働配置」、他方で Goebbels ならびに国家保安本部の二つの軸による外国人労働者の「処遇」という複合化である。

外国人労働者、とりわけ東方諸民族の「処遇」は、Himmler を中心とする SS の権限事項であった。⁽¹¹⁾したがって、1943年2月に「細則」作成の権限が Goebbels に与えられることにより、「処遇」をめぐる SS の国家保安本部とのあいだで対立がおこった。この細則は、1943年3月10日の宣伝省での党と省庁による協議で議論の対象となった。Goebbels のめざす「細則」の目標は、出身国による外国人労働者の差別的取り扱いを廃止し、「東方労働者」概念を廃棄して外国人労働者の処遇の「統一化」をはかることにおかれていた。ただし、議論の対象は、主として SS と国家保安本部の保安警察上の処遇における統一化であり、企業ならびに労働配置総監による諸規定上の処遇は、議論の対象とはならなかった。国家保安本部は、「ドイツ人住民の保護とライヒの保安」のために保安警察上の重要性を主張した。また党官房は、外国人に自由を与えることにより発生するであろうドイツ人住民への有害性を指摘し、双方とも Goebbels の草案を批判した。⁽¹²⁾

この協議での議論をもとに、同年4月15日、「ライヒに就業する外国人労働者の処遇に関する一般原則についての注意書き」が、宣伝省と国家保安本部の共同提案として作成された。その第一項には、「ライヒの保安が第一に考えられるべきである」との記述があり、「外国人労働者の人間的な、労働能率を向上させる取扱いは、外国人労働者とドイツ民族同胞との間の明確な区別をなくしてしまい」かねないとし、両者の間を明確に区別する必要性が強調された。これは明らかに SS・国家保安本部の主張するところであった。しかし、次項では次のように述べられている。「戦争を勝利のうちに終了させるという目的が最優先されなければならない。それゆえ、ライヒで就業する外国人労働者の信頼を維持・促進し、ライヒに不利になるような母国での影響を最小限に食い止め、ドイツの戦争経済の長期的観点から彼らの労働力を十二分に活用し、さらに労働能率を向上させるように彼ら外国人労働者を処遇しなければならない。⁽¹³⁾」

このように「処遇」原則は、外国人労働者に対する「不正」、「侮辱」、「いやがらせ」、「虐待」、体

注 (10) Richtlinien von Goebbels vom 15. 2. 43, in: Boelcke: *Wollt Ihr den totalen Krieg?*, S. 443; auch Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 238 ff.

(11) 矢野「強制連行・強制労働」206頁以下。

(12) Vermerk des Reichsministeriums für Ernährung und Landwirtschaft (以下、RME と略記) vom 12. 3. 1943, Dok. 315-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 347 f.

(13) Merkblatt über die allgemeinen Grundsätze für die Behandlung der im Reich tätigen ausländischen Arbeitskräfte vom 15. 4. 1943, in: Rundschreiben des Leiters der Parteikanzlei (Bormann) vom 5. 5. 1943, Dok. 205-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 299. 強調は原文。

罰を禁止するばかりではなかった。「野獣」、「野蛮人」、「人間以下」と決めつけられた人間から最
高度の労働能率を引き出すことはできないという考えから、労働意欲を促進する積極的な方策の必
要性を強調しているのである。具体的には、秩序ある、清潔で衛生的な宿営、刑務所のような有刺
鉄線の禁止、食糧配給量の増加、健康上の看護と世話、娯楽、余暇、スポーツ等による心的な面
での配慮等があげられている。⁽¹⁴⁾これは、同年1月以降の Goebbels によるプロパガンダの方向転換に
沿った方針である。しかし、具体的方策そのものは、すでに Sauckel が強調していた規則に対応
するものであった。こうした労働意欲を促進し、労働能率の向上をめざす積極的な方策が、党と省庁
の賛同のもとに、国家保安本部と Goebbels によって作成されたということは、権力構造上のみならず、
外国人労働者の労働・生活諸条件の改善にとって重要な意味をもつものであった。

一方、外国人労働者の労働配置そのものについては、従来どおり、Sauckel を中心に展開される。
その外国人労働配置政策は、外国人労働者の労働能率の向上をめざすものへと変化していった。労働
能率の向上をめざし Sauckel は1943年2月上旬、「外国人労働者の慎重な処遇、したがってソ連
人労働者の慎重な処遇をも」要求した。というのは、Sauckel によれば、「栄養不良の、病み衰えた、
絶望しいやいや働いているような、憎悪に満ちた奴隷からは、普通の条件で達成されうる能率を最
高度に利用することはできない」⁽¹⁵⁾からであった。

Goebbels と国家保安本部がライヒで就業する外国人労働者の「処遇」をめぐる妥協をはかり、
先の共同提案を提出していた同じ時期に、Sauckel は、占領地ならびにライヒの外国人労働者の労働
動員と「取り扱い」全般にわたる「労働配置総監の宣言」を発表した。「外国人を正しく扱い、
彼らの権利を充足させている経営においては、すべて非常に良好な能率が達成される」という認識
にもとづき、Sauckel はこの1943年4月20日の「宣言」で、外国人労働者のなかの「悪い分子」を
「厳しく取り扱い」、場合によっては「早急かつ厳格に処罰する」一方、外国人労働者の「保護と
世話のために公布された規則を守りながら」、彼らの「最高の経済的配置」とその労働力を「完全
に利用すること」⁽¹⁶⁾を求めた。こうした観点から Sauckel は、占領地ならびにライヒにいる外国人

注 (14) Dok. 205-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 300 f.

(15) Ausführungen Sauckels auf der Reichs- und Gauleiter-Tagung am 5./6. 2. 1943 in Posen, Dok. 1739-PS, *IMG*, Bd. 27, S. 588 f. 労働政策上の権限についても、この時期に Sauckel に集中していく。1943年3月4日の総統布告により、本来、労働省の管轄にあった地方レベルでの労働行政権限が労働配置総監の Sauckel に与えられ、しかも、賃金・労働条件を取り扱う労働管理官を州労働庁と合体させる権限をも Sauckel に与えられることになった。こうして、ライヒならびに占領地での労働力調達、外国人労働者の賃金・労働条件をめぐる労働政策を決定する権限が Sauckel に集中することになった。“Zweiter Erlaß des Führers zur Durchführung des Erlasses über einen Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz (以下, GBA と略記) vom 4. 3. 1943”, in: *Handbuch des GBA*, S. 24. これにもとづいて1943年3月17日、Sauckel は Rosenberg あての手紙で、東部占領地域から四カ月以内に約100万名の「東方労働者」をドイツに連行するよう要請した。Brief Sauckels an Rosenberg vom 17. 3. 1943, Dok. 019-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 79ff. 同年2月16日の中央計画委員会では3月末までに全体で40万名の労働力調達が計画され、そのうち「東方労働者」は20万名とされていた。Homze, S. 145. しかし同様の要請はすでに3月10日以前に出されており、3月10日の会議で Sauckel の要請をめぐる議論されていた。

労働者の「処遇、食糧配給、宿営、賃金についてふさわしい規則と基準」を公布することを「宣言」⁽¹⁷⁾で指令した。このように、この「宣言」の基調は、同年4月15日の Goebbels と国家保安本部の共同作成による一般原則と内容的には同じものである。この時点で、労働配置総監、Goebbels、国家保安本部が、党と省庁の賛同を得ながら、外国人労働者の処遇全般ならびに労働動員のやり方に関しほぼ同一の原則をたてたということは、重要な方向転換であったことが明らかとなる。しかしそれは権限の明確な分業化ではなく、権限の複合化を内包するものであった。

そこで、こうした外国人労働者政策の方向転換が外国人労働者の労働・生活諸条件に具体的にどのような変化をもたらしたのかを、ソ連人労働者の賃金、宿営、食糧配給、処遇に焦点をあててみることにしよう。

III. 賃 金

「西欧市民労働者」は、ドイツ人労働者と同一賃金、同一労働条件で労働させるものとされていたが、これはソ連市民労働者とポーランド市民労働者には適用されなかった。1942年1月20日のライヒ防衛閣僚評議会指令にもとづく賃金規則により、ソ連市民労働者には特別賃金税ならびに「東方労働者税」が課せられていた。この賃金規則は、基本的にソ連市民労働者が自由に使うことのできる賃金をできるだけ低く抑えることを目的としており、ソ連市民労働者の賃金が上がると税も増え、結果的にソ連市民労働者の手元にはほとんど残らないようなシステムになっていた⁽¹⁸⁾。ソ連市民労働者は税控除後、週10RMから17RMの賃金を受け取ったとしても、食費と宿営費に一日当たり1.50RM支払わねばならず、実際にはほとんど手元に残らなかったのである。社会手当と福利厚生は適用されず、また超過労働、日曜・休日労働、夜間労働手当でも支給されなかった。さらに、労働能率がドイツ労働者の平均を下回るとそれ相応に減給されるものとされた。1942年6月30日のライヒ防衛閣僚評議会指令によって、これまで東方労働者に直接課せられた「東方労働者税」が廃止され、代わって「東方労働者特別税」が企業に課せられることになった。これによって、控除後の手取り額が増加することになり、かつ、「能率原理」が導入され、労働能率が向上し、賃金が増え⁽¹⁹⁾ると、手取り額も増加するようになった⁽²⁰⁾。

注 (16) “Manifest des GBA vom 20. 4. 1943”, in: *Handbuch des GBA*, S. 46f.

(17) “Manifest”, S. 47; Rundschreiben des GBA vom 15. 3. 1943, in: *Handbuch des GBA*, S. 63ff.

(18) “Verordnung über die Besteuerung und die arbeitsrechtliche Behandlung der Arbeitskräfte aus den neu besetzten Ostgebieten vom 20. 1. 1942”, in: *RABl. I*, 1942, S. 46 f.

(19) “Anordnung über die arbeitsrechtliche Behandlung der Arbeitskräfte aus den neu besetzten Ostgebieten vom 9. 2. 1942”, in: *RABl. I*, 1942, S. 75; Erlaß des Reichsarbeitsministers (以下, RAM と略記) vom 27. 2. 1942, in: *RABl. I*, 1942, S. 95.

(20) “Verordnung über die Einsatzbedingungen der Ostarbeiter vom 30. 6. 1942”, in: *RABl. I*, 1942, S. 322 ff.

(21) Streng vertraulicher Bericht Sauckels an Hitler und Göring vom 27. 7. 1942, Dok. 1296-PS, *IMG*, Bd. 27, S. 118; Pfahmann, S. 163.

しかし、ソ連市民労働者の実質的な労働条件改善策への転換は1943年によく始まった。それはすでに述べたように、労働・生活諸条件を改善すれば彼らの労働能率は向上するだろうという考えによるものであった。企業が独自に能率手当を支給することもできたが、しかし超過労働、日曜・休日労働、夜間労働に対する特別手当については1942年6月30日の指令により支給が依然として禁じられていた。1943年初頭の工業部門のソ連市民労働者の手元に税金、宿営費、食費を差し引くと、週3RMしか残らなかった⁽²²⁾。そこで、1943年3月10日の協議で、Goebbelsの計画する外国人労働者政策転換に関連して、ソ連市民労働者の新賃金規則が論議されたが、ソ連市民労働者の賃金をポーランド市民労働者並に引き上げるという労働配置総監の草案は、労働能率向上のためにソ連・ポーランド両市民労働者の賃金の統一化をはかるものとして賛同をえた⁽²³⁾。

こうして、ソ連市民労働者に対する新しい賃金規則は1943年4月5日に Sauckel により公布された。この新規則によって、「東方労働者特別税」の削減に対応して賃金収入も増加することになり、また「東方労働者特別税」に算入されない手当でも個別にソ連市民労働者にあたえられることが可能となった⁽²⁴⁾。新しい賃金規則によって具体的にどの程度ソ連市民労働者の賃金が増加するかをみてみよう。

算定標準のドイツ人労働者の週賃金が30RMとすると、

	1942年6月の賃金規則	1943年4月の賃金規則
週賃金	18.20RM	21.35RM
食費・宿営費	10.50	10.50
手取り	7.70	10.85
「東方労働者特別税」	11.90	8.05

出典：RABl. I, 1942, S. 324; RGBl. I, 1943, S. 185.

のようになる。

算定標準のドイツ人労働者の週賃金が60RMとすると、

	1942年6月の賃金規則	1943年4月の賃金規則
週賃金	25.20RM	30.80RM
食費・宿営費	10.50	10.50
手取り	14.70	20.30
「東方労働者特別税」	33.95	32.90

出典：RABl. I, 1942, S. 324; RGBl. I, 1943, S. 186.

となる。このように、ソ連市民労働者の賃金が増加すると「東方労働者特別税」も相対的に減り、

注 (22) Homze, S. 170.

(23) Vermerk zu den Akten des REM vom 12. 3. 1943, Dok. 315-PS, IMG, Bd. 25, S. 348 f.

(24) "Verordnung zur Durchführung und Änderung der Verordnung über die Einsatzbedingungen der Ostarbeiter vom 5. 4. 1943", in: RGBl. I, 1943, S. 181 ff.

同時に手取り額は増加するシステムが導入されることになったのである。

さらに1943年7月23日には、Sauckelは大蔵大臣の指令にもとづき、ソ連市民労働者に対して賃金プレミアを導入した。就業1年後高い労働能率を発揮し、かつ労働態度が従順であれば、賃金の20%のプレミア、2年後30%、3年後は50%のプレミアを与えるものとし、また、3年目以降には⁽²⁵⁾休暇ならびに帰省休暇を約束した。

1944年2月、Sauckelは、ソ連市民労働者の高い労働能率が「労働能率別賃金」の適用を正当化するという観点から、ライヒ官房にソ連市民労働者の賃率を改善するよう提案した。⁽²⁶⁾この提案にもとづき、ライヒ防衛評議会指令が同年3月25日に出された。これによって、ソ連市民労働者の賃金はその他外国人労働者の賃金と同等になった。これまでと同様ソ連市民労働者には、実労働に対してのみ支払われ、また家族・児童手当では支給されなかったとはいえ、超過労働、夜間労働、日曜労働手当が支給されるものとなった。さらに先のプレミアも与えられた。しかし他方で、他の外国人労働者と同様に、所得税が課せられ、また15%の「社会調整税」*Sozialausgleichsabgabe*と社会保険が課せられるようになった。⁽²⁷⁾

次に戦時捕虜の賃金をみてみよう。ソ連人以外の戦時捕虜には、時間賃金の場合、戦時捕虜一人につき一労働日当たり0.54RM、1940年5月29日の労働大臣布告以降は0.80RM、出来高賃金の場合、賃金の80%が支払われるものとされた。もっともこの賃金は、戦時捕虜に直接支払われるわけではなく、国防軍の捕虜収容所 *Stalag* に対し支払うものとされた。戦時捕虜には手当では支給されなかったので、戦時捕虜が賃金を増加させる道は唯一、出来高労働の能率を上昇させることであった。それに対しソ連人戦時捕虜には、1941年11月14日の国防軍最高司令部布告により、一労働日当たり0.20RMが支払われることになった。特に労働能率の高い戦時捕虜に対し一定の限度内で特別手当を支給することが望ましいと考える企業もあったが、労働省はソ連人戦時捕虜に対しては企業独自の特別手当の支給を認めていなかった。このように、戦時捕虜の賃金は、西欧諸国と東欧諸国によって差別がなされていたのである。⁽²⁸⁾

ソ連人戦時捕虜の労働能率向上をねらいとする賃金制度は、1943年9月8日に導入された。Sauckelが国防軍最高司令部の協力を得て作成した戦時捕虜の新しい賃金規則によれば、企業は、戦時捕虜を貸し出す捕虜収容所に対し、同じ労働にたずさわるドイツ人労働者の賃金（超過労働、日曜・休日手当を除く）をもとに算出した賃金を支払うものとなった。しかしこの制度で賃金が増加することになったのはソ連人戦時捕虜だけであった。ソ連人戦時捕虜は今や一労働日当たりの最

注 (25) “Verordnung über die Gewährung von Prämien an Ostarbeiter”, in: *RGBl.*, 1943, S. 451 f.; “Anordnung des GBA Nr. 11 vom 23. 7. 1943”, in: *Handbuch des GBA*, S. 103 f.

(26) GBA an Reichskanzlei vom 14. 2. 1944, zit. v. Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 267.

(27) Verordnung des Ministerrats für die Reichsverteidigung über die Einsatzbedingungen der Ostarbeiter vom 25. 3. 1944, in: *Handbuch des GBA*, S. 206 ff.; Durchführungsverordnung des GBA vom 26. 3. 1944, in: *ibid.*, S. 210 ff. Homzeによれば、1944年の東方労働者の週平均賃金は差し引き後で18RMに達した。Homze, S. 171.

(28) Pfahlmann, S. 180 f.

低賃金0.20RMが0.25RMに、その他の戦時捕虜は最低0.50RMの賃金を受け取るものとされた。出来高制の場合、ソ連人戦時捕虜の賃金の5%（その他の戦時捕虜の場合10%）の手当てを受け取り、時間賃金で働く場合、高い労働能率を発揮するとドイツ人労働者の5%まで（その他の戦時捕虜の場合10%まで）の手当てが支払われるものとされた。しかし戦時捕虜の労働能率が低いと、戦時捕虜の賃金は半分まで引き下げることができた。⁽²⁹⁾ 算定規準となったドイツ人労働者の賃金が月120RMとすると、非ソ連人戦時捕虜は月30RMであるがソ連人戦時捕虜は15RM、ドイツ人労働者の賃金が月240RMとすると、非ソ連人戦時捕虜は月78RMであるがソ連人戦時捕虜は39RMであった。⁽³⁰⁾ このようにソ連人戦時捕虜とそれ以外の戦時捕虜とのあいだには依然差別がなされていたが、それでもこの改訂により、ソ連人戦時捕虜は従来と比べて賃金が引き上げられることになったのである。

1944年になってもソ連人戦時捕虜の賃金は他の戦時捕虜と差別をつけられていた。1944年3月1日以降、さらに戦時捕虜の賃金規則は改訂された。ソ連人戦時捕虜は一日完全に働くと0.35RM、それ以外の戦時捕虜の場合0.70RMを受け取るようになった。とくに労働能率の高い場合には労働の種類によって四段階に分ける手当てが支給されるものとされた。ソ連人戦時捕虜の場合0.10RMから0.60RMの手当て、それ以外の戦時捕虜は0.20RMから1.20RMの手当てという四段階であった。しかし他方で、一日完全に働かないと、先の規準賃金はそれに応じて切り下げられるものとされた。最低規準はソ連人戦時捕虜一日当たり0.10RM、それ以外は0.20RMとなった。⁽³¹⁾

このように、ソ連人労働者の賃金は1943年以降労働能率原理にもとづくように改訂されることになり、しかも最低規準が引き上げられた。高い労働能率が発揮されることを条件にソ連人労働者の賃金は増加するシステムが制度化されるに至った。しかし他方で、低い労働能率しか認められない場合には、処罰として最低規準を下回ることも制度化されており、ソ連人労働者は戦時捕虜であるか否かを問わず、能率原理と処罰の両面をもつ賃金制度に組み込まれることになったのである。

IV. 宿 営

外国人労働者をライヒに連行し、強制労働させるためには彼らをどのように寝泊まりさせるかということはきわめて重要な問題であった。特に「ドイツ民族の純血性」を守ろうとするSSのイデオロギーからみれば、外国人労働者、とりわけソ連人労働者の宿営は「民族政策上危険な」要素を内包するものであったからである。⁽³²⁾ そこで本節ではソ連市民労働者の宿営について考察しよう。

大戦初期には、外国人労働者の宿営は、一時的な間に合わせのものとみなされていた。戦時捕虜、

注(29) “Anordnung des GBA vom 8.9.1943”, in: *RABl. I*, 1943, S.477 f. 企業は宿営費・食費を一日平均1.20RMを収容所に支払うか、その額で直接戦時捕虜に宿営、食事をあたえるものとされた。

(30) *RABl. I*, 1943, S.478 f.

(31) Erlaß des Oberkommandos der Wehrmacht vom 1. 3. 1944, Dok.427-USSR, *IMG*, Bd.39, S.515 f.

(32) 矢野「強制連行・強制労働」206頁、矢野「外国人労働者像」106頁以下。

ポーランド人，ユダヤ人以外の外国人労働者は私的に下宿するか，比較的条件の良い宿営施設に収容されていた。しかし，1941年6月，対ソ戦が開始されて以来，ソ連人戦時捕虜とソ連市民労働者が大量にライヒに流入した。それによって宿営問題が発生し，企業負担でバラック建設が積極的になされるようになった。⁽³³⁾ 1941年9月19日，企業が設置した共同宿営施設 *Gemeinschaftslager* に関する規定が公布された。それによれば，この共同宿営施設は企業に属し，工場監督官が企業の事業所や工場と同様に施設の条件や状態について監督権限をもつことになった。ドイツ労働戦線が施設収容者の一般的な「世話」をおこなうものとされたのに対し，工場監督官はとりわけ公衆衛生上の問題について必要な統制をおこなうことになった。規定では，企業の外国人労働者共同宿営施設内の寝室は，すくなくとも高さが2.30mあり，一人当たり5 m³の空間，0.75m²の床面積があればよかった。施設には5人当たり洗面器一つ，10人当たり給水栓一つ，20人当たり便所一つ，75人当たり2ベッド付病室一つが設置されるものとされた。⁽³⁴⁾

共同宿営施設は，国防軍の「戦時捕虜収容所」やSSの「強制収容所」とは異なり，有刺鉄線などで周囲をかこまれてはいなかったが，ソ連人市民労働者共同宿営施設には当初は Himmler の1942年2月20日の布告によって有刺鉄線がはりめぐらされていた。もっともこの有刺鉄線は，1942年4月9日の補足令で廃止されることになった。⁽³⁵⁾ しかし実際にはこうした措置は完全には実施されてはいなかったばかりか，ソ連市民労働者の宿営の実態はきわめて劣悪なものであったと思われる。たとえばエッセン石炭鉱業会社ではソ連市民労働者はこの指令に違反した宿営条件下におかれていた。1942年11月の調査によると，「東方労働者共同宿営施設は有刺鉄線ではりめぐらされ」ておりソ連市民労働者は「捕虜のごとく取り扱われ」ていた。⁽³⁶⁾ 企業側の説明では有刺鉄線ではなく「通常の金網」であり，「戦時捕虜のごとくには取り扱っていない」ということであった。⁽³⁷⁾ 労働局とDAFの調査により有刺鉄線ではなく通常の金網が使用されていることが判明したが，調査対象となっていた「東方労働者共同宿営施設」は，「非常に陰鬱で清潔ではなく」，病室については「鉄格子は取り除かれるべきであり」，「ベッド用シーツが常備されていなければならない」という報告がなされている。⁽³⁸⁾ この文書には手書きで企業側が「市立病院の使い古しのシーツを使えばよい」とある。

注 (33) Homze, S. 266 f.

(34) "Überwachung von Gemeinschaftslagern durch die Gewerbeaufsicht vom 19. 9. 1941", in: *RABl.* III, 1941, S. 396.

(35) 同時に，例外的に，監視下での集団的外出が許された。Bericht der Zentralstelle für Angehörige der Ostvölker vom 30. 9. 1942, Dok. 084-PS, in: *IMG*, Bd. 25, S. 166; Aktenvermerk Kuester (RVE) vom 13. 4. 1942, NI-3165.

(36) Schreiben des Präsidenten des Landesarbeitsamtes Westfalen an die Direktion der Essener Steinkohlenbergwerke vom 3. 2. 1943, NI-3031(F).

(37) Eigener Bericht der Essener Steinkohlenbergwerke vom 10. 2. 1943, NI-3031(F); Schreiben der Essener Steinkohlenbergwerke an den Präsidenten des Landesarbeitsamts vom 17. 2. 1943, NI-3032(F).

(38) Schreiben des Ostarbeiterlagers der Zeche Dorstfeld an den Bergwerksdirektor der Essener Steinkohlenbergwerke vom 18. 2. 1943, NI-3034.

1942年11月24日から12月5日にかけておこなわれたデュッセルドルフ、ヴェストファーレン南部、エッセン、ヴェストファーレン北部の大管区に所在する13の大企業の「東方労働者共同宿営施設」の調査報告をみてみよう。宿営条件は「しばしば非常に改めるべき点が多く、不十分であり、……不潔で」ある。「宿営施設は一部は暗く換気が不十分」であった。具体的にはたとえばオーバーハウゼンのコンコルディア炭坑では「宿営には欠陥がある。照明は暗く、空気は臭く、不潔で」ある。ポーfum連合では「施設は粗末であり、きたない」。ヴァッテンシャイトのホランド炭坑では「バラックは寒く、無秩序で、きたない」。クルップでは「一つの部屋に5家族がすでに7ヶ月ものあいだしきりひとつなく収容されている。……病室にはシーツもなく、無秩序であるから、衛生状態は不十分である」。エッセン石炭鉱業会社のカテリーナ共同宿営施設では「東方労働者は現在、もっとも太い有刺鉄線と格子窓をもつ戦時捕虜用バラックに収容されている。消毒は不十分であり、害虫は多い。……夜は鉄条マットレスで身体をやすめるにすぎない。」同会社のプリンツ・フリードリヒ共同宿営施設では「衛生設備は不十分であり、害虫が多い。鉄条マットレスで睡眠をとり、洗面所では温水が充分供給されているとはいえない。8つのベッドに10人が休み、家族は一つの部屋におしこめられている。……宿営は全般的に不十分である。」⁽³⁹⁾

この調査報告に対する企業側の反応は、調査委員会が「不意をついてもっとも不利な状態を見つけただした」というもので、「こうした不意の訪問で不都合な状態が見つけだされるのであれば、世話はあらゆる面で必然的にひどいものであるにちがいない」と企業側はみなしていたが、1943年の初春以降は「あらゆる観点で東方労働者の満足のいくよう」に、「東方労働者」用に宿営条件の改善がはかられたようである。「東方労働者共同宿営施設」は通常の間網で囲むようになり、洗面所では冷水しか使えなかったとはいえ、それなりの改善がなされたようである。⁽⁴⁰⁾

労働能率向上のための方策のひとつとしての宿営条件の改善は1943年夏に開始された。1943年7月14日、労働大臣 Seldte は共同宿営施設収容者の「労働能力を維持し、その完全な配置を確保するために」、共同宿営施設指令を公布した。それは、「長期的に最高の労働能率」を引き出すための最低条件を経営に求めるものであった。この指令では、共同宿営施設に収容されたドイツ人、外国人労働者が適用対象となっていたが、農業部門と戦時捕虜は適用外であった。いわゆるバラックだけでなく、ホールや体育館などの施設に集団的に宿営された者も適用範囲内にあった。それによれば、施設の寝室は一人当たり7㎡の空間がなければならず、冬期には暖房をいれ、ベッドは上下2段以上にしてはならないとされた。女性の場合、一寝室12人以上宿営させてはならない。5人当たり洗面器一つ、3人あたり給水栓一つ、シャワー設備(週1回温水供給)、男性20人当たり(女性15人当たり)便所一つ、50人当たり2ベッドのある病室一つが設置されるものとされた。⁽⁴¹⁾

このように、ソ連人市民労働者の共同宿営施設は当初は劣悪な状態におかれていたが、1943年夏

注 (39) Bericht der Wi Stab Ost vom 10. 3. 1943, NI-3013(F).

(40) Schreiben der Essener Steinkohlenbergwerke an die Bezirksgruppe Steinkohlenbergbau Ruhr vom 7. 4. 1943, NI-3012(F).

以降、労働能率向上をねらいとする宿営条件の改善がはかられるようになった。しかし資料状況からそれ以降の宿営状況は目下のところ明らかとならない。この頃から空襲の影響が大きくなり、空襲という外生的要因が混入する。したがって労働能率向上のための宿営条件の改善がどの程度内生的要因によって推進されたかを明確に確認することが困難となる。

V. 食糧配給

次に食糧配給制度についてみてみよう。外国人労働者に対する食糧配給では、戦争勃発から1942年春までは、人種論的観点が主要な役割を果たしていた。ソ連人労働者には「人間以下」の価値しか認めない人種論的観点が、食糧配給量に反映されていた。まず第一に「西欧市民労働者」は、ドイツ人と同等の食糧配給を受けていた。第二は、ソ連人を除く戦時捕虜で「西欧市民労働者」よりわずかに配給量が少なかった。第三のソ連人戦時捕虜ならびにソ連市民労働者への配給量はさらに少なかった。Göring は1941年11月7日のソ連人労働者のドイツ戦争経済のための労働動員に関する「細則」で、ソ連人の食糧配給について、「ロシア人は寡欲であり、それゆえ軽く、……扶養することができる。ロシア人は甘やかされてはならないし、ドイツの食物に慣れてはならないが、満腹させ、労働配置に対応する労働能力を維持するよう扶養しなければならない」と述べていた。⁽⁴²⁾ ここにはこの時期のナチス・ドイツのソ連人労働者の食糧配給に対する考えが明確に示されている。つまり、一方で、ソ連人労働者の食糧配給量はドイツ人労働者と同等であってはならないが、しかし他方で、労働配置に対応する労働能率が維持されるくらいのものでなければならないという、二重的性格をもつものであった。

こうした食糧政策の結果、1942年2月28日の Keitel あての手紙で東部占領地域担当大臣 Rosenberg が主張したように、ライヒでのソ連人戦時捕虜の運命は「最大の悲劇」となり、大部分が「餓死する」という状況に陥ってしまった。⁽⁴³⁾ ソ連市民労働者の食糧配給量は、ソ連人戦時捕虜と同じ量であったので、ソ連市民労働者の栄養状態もソ連人戦時捕虜とそれほど大差はなかったと推測される。

こうした状況に直面して、Sauckel が1942年3月下旬に労働配置総監に任命されるすこし前から、工業界を中心に、これまでの食糧政策に対し疑念が出されるようになった。従来の食糧政策は「政

注(41) “Verordnung über die lagermäßige Unterbringung von Arbeitskräften während der Dauer des Krieges (Lagerverordnung) vom RAM vom 14. 7. 1943”, in: *RABL*, I, 1943, S. 372 ff.; F. H. Schmidt: “Die neue Lagerverordnung”, in: *RABL*, V, 1943, S. 333 ff. 1943年にライヒで約22,000のバラックが建設され、そこに外国人労働者の三分の二が収容され、残り三分の一は私的な下宿であった。Homzeによれば、外国人労働者の宿泊条件は1943、44年には著しく悪化した。企業によって条件は異なっていたとはいえ、とりわけ東方労働者の宿泊条件はもっともひどかった。Homze, S. 266 f., 270 f.

(42) Bericht über Besprechung vom 7. 11. 1941, Dok. 1193-PS, *IMG*, Bd. 27, S. 58.

(43) Brief Rosenbergs an Keitel vom 28. 2. 1942, Dok. 081-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 157.

治的には好ましいもの」であったとはいえ、労働能率の向上には全く役に立たず、かえって労働能率を低下させ、「労働配置の観点」からは合目的ではないというのが工業界の疑念の主旨であった。⁽⁴⁴⁾

しかし、こうした工業界の疑念は、Sauckelの労働配置総監就任後、すぐに食糧政策の変更に結実したわけではない。ソ連人労働者の食糧配給量もわずかずつ改善されたにすぎなかった。1942年3月21/22日に、Hitlerは、「私はロシア人のひどい栄養状態に満足していない。ロシア人は絶対的に十分な栄養を与えられねばならない」と言明していたが、⁽⁴⁵⁾ソ連人労働者の食糧配給量の増加はドイツ人の食糧配給量と関連していた。食糧不足から1942年4月6日、ドイツ人の食糧配給量は削減された。具体的には、表が示すように、ドイツ人は通常週当たり肉400gから300g、脂肪269gから206g、パン2,250gから2,000gに削減された。⁽⁴⁶⁾

表：1942年4月6日以前（A）と以降（B）の食糧配給量（週当たりg）

	パン		肉		脂肪	
	A	B	A	B	A	B
通常労働者	2,250	2,000	400	300	269	206
長時間・夜間労働者	2,850	2,600	600	450	289	226
重労働者	3,650	3,400	800	600	394	306
最重労働者	4,650	4,400	1,000	850	738	575

出典：Kuczynski: *Lage*, Bd. 6, S. 291.

他方、外国人労働者には食糧配給量が増加されることになり、ドイツ人はこれには大きな不満を感じた。⁽⁴⁷⁾ドイツ人の食糧配給量の削減に対する不満を背景に、同月17日にはソ連人労働者の食糧配給量は削減されることになった。それまで（1941年12月4日の規則）は、通常の労働者には週2,540Kalが与えられていたのに対し、これ以降、週当たり、通常労働者に2,070Kal、重労働者に2,447Kal、⁽⁴⁸⁾鉱山労働者に2,933Kalへと削減されることになった。具体的には、ソ連人労働者は通常、250gの肉、130gの脂肪、2,600gのパン、5,250gのジャガイモ、重労働者はパン3,400g、肉400g、脂肪200g、最重労働者はパン4,200g、肉500g、脂肪260gが支給されることになった。⁽⁴⁹⁾

したがって、1942年4月20日のSauckelの「労働配置計画」で、最大の労働能率を引き出すべく外国人労働者の食糧配給量を決めることがうたわれていたが、⁽⁵⁰⁾実際には食糧配給量は削減された

注 (44) Reichsgruppe Industrie an RME vom 5. 3. 1942, zit v. Eichholtz: “Krautaktion”, S. 272.

(45) Boelcke: *Deutschlands Rüstung*, S. 86.

(46) Kuczynski: *Lage*, Bd. 6, S. 130, 291 ff.; *DZW*, Bd. 2, S. 395 ff.

(47) MaR vom 7. 5. 1942, Bd. 10, S. 3715 f.

(48) Streit: *Keine Kameraden*, S. 138 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 171.

(49) Auszüge aus Sauckels Erlaß vom 25. 6. 1942, Dok. Sauckel-16, *IMG*, Bd. 39, S. 221 f. ちなみに、西欧市民労働者の場合には個人用食糧配給カードが配布されることが多かったが、それ以外の外国市民労働者の場合、共同宿営施設ないし企業の仮設食堂に規定の食糧配給量が一括して支給された。

(50) Dok. 016-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 69.

ままであった。この時点で Sauckel が出した外国人労働者の食糧配給に関する指令は、食糧配給量の改善の具体策ではなく、共同宿舎施設で「晩作野菜を外国人労働者自身によって栽培させ」たり、監視下で「野性の野菜を集めさせる」というものであった。⁽⁵¹⁾ こうした策ではソ連人労働者の栄養状態を抜本的に改善することはできなかった。それゆえ、ソ連市民労働者の全体の状態は、1942年9月30日の東部占領地域担当省の東方民族中央本部の報告によれば、「依然として不⁽⁵²⁾充分とみなさざるをえない」ものであった。

1942年10月19日以降、ドイツ人労働者の食糧配給量は次のように改善され、4月の削減以前にもどった。

	肉	パン
通常労働者	350 g	2,250 g
長時間・夜間労働者	550	2,850
重労働者	700	3,650
最重労働者	950	4,650

出典：Drobisch: Ausbeutung, S. 236 f.; Kuczynski: Lage, Bd. 6, S. 130.

それに対し非ソ連人の戦時捕虜の週あたり食糧配給量は、次表のように改善された。

	肉	パン	脂肪
通常労働者	350 g	2,250 g	200 g
重労働者	580	3,450	270
最重労働者	680	4,450	320

出典：Drobisch: Ausbeutung, S. 121.

ソ連人労働者には週 1,750 g のジャガイモが追加支給されることになった。最重労働者の場合にはさらにジャガイモ 200 g が追加され、新たに設定された長時間・夜間労働者というカテゴリーの東方労働者には 2,600 g のパン、300 g の肉、150 g の脂肪が保証されることになった。⁽⁵³⁾

食糧心理学の専門家として食糧・農業大臣の公式顧問を務めた Heinrich Kraut は1942年5月/6月に、クルップ・コンツェルンのラインハウゼン鉄鋼所に働くソ連人戦時捕虜とソ連市民労働者の栄養状態と労働能率の調査を開始した。この Kraut の調査は、後に述べる1943年初頭から春にかけての外国人労働者政策の変更の基準にはならなかったが、この時代に食糧専門家がどのような立場に立脚していたのかを知る上で重要である。この Kraut の報告は、ソ連人労働者のカロリー、

注 (51) Anordnung Nr.9 des GBA vom 15.7.1942, in: *Handbuch des GBA*, S.95 f.

(52) Bericht der Zentralstelle für Angehörige der Ostvölker vom 30.9.1942, Dok.084-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.167.

(53) Bericht der Zentralstelle für Angehörige der Ostvölker vom 30.9.1942, Dok.084-PS, in: *IMG*, Bd.25, S.170.

蛋白質、脂肪、ビタミンの量は、高い肉体的労働能率を長期的に維持するには充分ではないというものであった。⁽⁵⁴⁾

このことは1942年における食糧配給状況が劣悪であったことを示すものである。1942年11月24日から12月5日にかけておこなわれた前記「東方労働者共同宿営施設」の調査報告によれば、逃亡が多発しているが、その原因は「不十分な食糧配給と宿営」であった。

「訪れた大管区では……一般的に東方労働者はその運命に任せられている。というのは、東方労働者はるか東方から簡単に補給されうる生産手段としてしかみなされていないからである。経営指導者は、東方労働者問題の本質にほとんど全く理解をもっていないし、しかもそれに何ら関心を示そうともしない。

それゆえ、食事や宿営のようなもっとも重要なことでさえしばしば改めるべき点が非常に多く、現状はきわめて不十分であり、いい加減に用意されたものが多く、不衛生であり、部分的には最悪の状態である。」

「食糧配給に関するリストはほとんど変わりばえのしないものであった。一部賃貸された食堂経営は、非常に不健全な戦時利得の一因となっている。」

ただし、個別企業のソ連市民労働者共同宿営施設では、状況は多様であった。オーバーハウゼンのコンコルディア炭坑では、「食糧配給は量的には充分であるが質が悪く、衛生的とはいえないがたい。」ポーfum連合では「プレミアとしての食事—まず能率、それから世話。」という報告があるが、一方でポーfumのシャーロック炭坑の女性用共同宿営施設、クルップの共同宿営施設、エッセン石炭株式会社のプリンツ・フリードリヒ共同宿営施設については、「食事は充分である」「良好である」「東方労働者は食事に満足している」という報告もみられる。⁽⁵⁵⁾

すでに述べたように、1943年2月15日の Goebbels による外国人労働者政策の変更計画に関する3月10日の協議で、外国人労働者の食糧配給も論議の対象となった。外国人労働者への食糧配給量を同量にする、したがってソ連市民労働者への配給量を増加させるという Goebbels の提案に対し、食糧・農業省は、ソ連人労働者、ポーランド人労働者、その他外国人労働者によって食糧配給量を区別することに固執し、食糧配給の統一化を拒否した。ただし、重労働者・最重労働者への食糧配給追加については、実際の労働能率に対応してなされることが確認された。3月の時点では外国人労働者、とりわけソ連人労働者の食糧配給量を増加させるという Goebbels の当初の計画は実現されなかったのである。⁽⁵⁶⁾しかし、前述の1943年4月15日の「一般原則についての注意書き」では、ライヒに就業する外国人労働者の食糧配給量を「比較可能なドイツ人労働者の食糧配給をよりどころに」決定するものとされ、外国人労働者の食糧配給量増加の道は開かれることになった。ただし、

注 (54) zit. v. Eichholtz: "Krautaktion", S. 275f.

(55) Bericht der Wi Stab Ost vom 10. 3. 1943, NI-3013(F).

(56) Dok. 315-PS, IMG, Bd. 25, S. 348. 1943年2月末には、工業界は、Sauckel と一致して、これまでの労働配置は量的な観点からなされていたが、今後は労働能率の向上という質的観点からなされねばならないと主張した。Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 219.

具体的な食糧配給量はこの「注意書き」では示されていない。⁽⁵⁷⁾食糧配給量を増加させることで外国人労働者をより効果的に働かせることができるという Kraut の報告は、この時点での食糧政策では反映されなかったのである。

ところで、1943年5月31日以降、ドイツ人住民の肉配給量は週350gから250gに削減され、代わってパンが2,250gから2,325gに、脂肪が206gから218gに増加されることになった。⁽⁵⁸⁾同時に、外国人労働者の食糧配給量も変更された。具体的には、ソ連人労働者の肉配給量は通常、週200gに削減され、その他の戦時捕虜は100g削減された。その分パン300g、脂肪50gが増加されることになった。⁽⁵⁹⁾

ここで注意しなければならない点は、上記の食糧配給量は必ずしも現実を反映するものではないということである。というのは、1942年10月以降、企業サイドで「労働能率別食糧配給」が実施されはじめたからである。この「労働能率別食糧配給」は、一方で、労働能率による食糧配給の選別化を意味するが、他方で、全体の食糧配給量を一定化させるものでもあった。この「労働能率別食糧配給」は、ナチ指導部ではなく、個々の大企業がソ連人戦時捕虜とソ連市民労働者の労働能率を向上させようとしたところから生まれたのである。アウシュヴィッツ-モノヴィッツでのIGファルペンの建設部では1942年10月中旬、ソ連市民労働者の食糧配給を3グループに分け、グループIIを平均的食糧配給量とし、グループIはIIの25%増、グループIIIはIIの25%減の配給量を与えたのである。⁽⁶⁰⁾この「労働能率別食糧配給」システムは、1943年初頭にまず鉱業部門に広がっていった。このシステムは、グループIIIで配給量を減らすことによって労働意欲を駆り立てるというものである。食糧配給の総量を引き上げ、かつより高い労働能率を引き出すことをねらいとする企業も中には存在していたが、炭鉱業界組織である石炭連盟は、このシステムをソ連人戦時捕虜の労働能率向上のためのフレキシブルな方法とみなしていた。⁽⁶¹⁾

フリック・コンツェルンのグレーディッツ・ラオホ鍛造工場も1943年3月22日、ドイツ人の熟練労働者の平均労働能率を規準にソ連市民労働者を三つのグループに分けた。第一のグループは、90～100パーセントで「良好な労働能率」、第二のグループは70パーセントで「満足できない労働能率」、第三グループは50パーセントで「劣悪な労働能率」を発揮するものとされた。⁽⁶²⁾先の労働能率による三グループに対応して、三段階の食糧配給量が以下のように与えられた。労働能率の低いソ

注(57) Merkblatt, Dok. 205-PS, *IMG*, Bd. 25, S. 300.

(58) Kuczynski: *Lage*, Bd. 6, S. 130. この肉削減の報道はドイツ人住民には「非常に不利に、ほとんどショックのように影響した。」*MaR* v. 20. 5. 1943, Bd. 13, S. 5272. 農村部からのSD報告によれば、ドイツ人消費者は肉配給量がそのように強く削減されたのに対し、農業に従事するポーランド人やその他外国市民労働者が「まるく太ったり」、「故国での習慣よりもずっと良いまかないを受け取っている」、「ドイツ人の男性、女性、子供よりも栄養が良い」ということは「前代未聞である」とドイツ人住民は思っていたようである。*MaR* v. 20. 5. 1943, Bd. 13, S. 5273.

(59) Drobisch: *Ausbeutung*, S. 121.

(60) *Wochenbericht v. IG-Farben Auschwitz vom 5.-18. 10. 1942*, NI-15254.

(61) Streit: *Keine Kameraden*, S. 270.

(62) Dörr, S. 145.

連市民労働者は半人前の食事に減らし、その分を労働能率の高いソ連市民労働者に回すものとされた。共同宿営施設では、第三グループの昼食の量を減らし、その分第一グループの昼食量を増やした。このように、原則は労働能率によって食糧配給量を選別し、「全体として食糧配給量を一定に保つこと」であった。⁽⁶³⁾

しかし、鉱工業界に属す企業がすべて一致して上記のような立場に立っていたわけではない。石炭連盟から委託を受けた企業監督官 (Betriebsinspektor) の Norkus は 1943 年 4 月 12 日に、高い労働能率を達成したソ連人労働者に「ひまわりの種やタバコなどの特別プレミア」を与える提案をおこなった。⁽⁶⁴⁾ 1943 年 5 月 31 日の職業教育担当者会議での講演で、Norkus は、労働能率を向上させるための「もっとも重要な前提」として食糧配給をあげている。Norkus は、労働能率を向上させるために、「特別プレミア」やより高い賃金ばかりか、それを実際に食堂でコールラビやスウェーデンカブ、あるいはサラダと交換できるシステムを導入すべきであると考へた。⁽⁶⁵⁾ Norkus は労働能率向上のための方策を提案したが、労働能率の低いソ連人労働者については言及していない。それは、Norkus が、「労働能率別食糧配給」ではなく、食糧配給量の増加による労働能率の向上を考えていたからである。

しかしこの Norkus の提案は実現されず、全体の食糧配給量を増加させずに「労働能率別食糧配給」によって労働能率の向上をめざす方策が実施された。しかもこの方策は企業レベルばかりか、1943 年末には軍需産業全体に普及していったように思われる。1943 年 12 月 23 日、軍需大臣 Speer は、「二種類の食事」を与えることによって、労働能率の低い戦時捕虜を教育ないし制裁し、労働能率の高い戦時捕虜には食糧配給量を増やすように企業に命じた。⁽⁶⁶⁾ 1943 年 12 月末、石炭連盟会長 Pleiger は、労働能率向上のために「あらゆる措置をすみやかに講ずる」よう炭鉱企業に指示したが、⁽⁶⁷⁾ その主眼は食糧配給量そのものを増加させるのではなく、あくまで「労働能率別食糧配給」であった。

こうして、実際には食糧配給量そのものの増加ではなく、「労働能率別食糧配給」が制度化されたのである。1944 年 2 月 2 日、労働局は、「怠慢者と義務に違反して労働能率が低い者にはいかなる場合でも、食糧配給を追加してはならないこと」を告知した。⁽⁶⁸⁾ 一方、人種別による食糧配給量の差別の基本構造は変更されないままであった。ソ連人労働者の食糧配給量が「西欧市民労働者」と比

注 (63) Dörr, S. 254.

(64) Bericht Norkus vom 12. 4. 1943, NI-3042.

(65) Vortrag Norkus auf der Ausbildungsleiter-Tagung am 31. 5. 1943, NI-3057.

(66) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 277 f.; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 267.; Streit: *Keine Kameraden*, S. 265. Eichholtz は、このやり方が労働能率の悪い者ばかりか、飢餓から一生懸命努力することを強いられた多くの強制労働者にも破局的な影響を与えたとみなしている。Eichholtz: “Krautaktion”, S. 273.

(67) Rundschreiben der Bezirksgruppe Steinkohlenbergbau Ruhr vom 30. 12. 1943, NI-3048.

(68) Rundschreiben ohne Unterschreiben (wahrscheinlich Bezirksgruppe Steinkohlenbergbau Ruhr) vom 10. 2. 1944, NI-3042.

較してどのくらい少なかったかという点、1944年初頭の重労働者のそれを100%とすると、パン／小麦粉は92%、肉は66%、脂肪は66%、砂糖／ジャムは27%、穀物加工品は48%、豆果、チーズ／カード、卵にいたっては0%であった。⁽⁶⁹⁾

こうした外国人労働者別の食糧配給制度は、1944年春以降変化のきざしが見える。食糧・農業大臣は1944年3月16日、ソ連市民労働者への食糧配給量そのものの増加を拒否したが、将来はポーランド人とソ連市民労働者は共同で食事をとるよう決定した。これは、ポーランド人にはこれまでより食糧配給量をいくらか少なく、ソ連市民労働者にはいくらか多く与えるということの意味した。⁽⁷⁰⁾しかし、より包括的な食糧政策の変化は夏以降におこった。その間に、1943年秋から1944年春にかけて実施された Kaiser-Wilhelm 労働心理学研究所の調査報告をめぐる議論が展開された。同研究所の調査は、イルゼダー製錬所所属の炭鉱で働くソ連人戦時捕虜を対象とした。1944年5月22日付の同研究所の報告書によれば、ソ連人戦時捕虜の栄養状態はきわめて悪いために労働能率も低くおさえられていた。調査報告によると、2,800Kal から3,600Kal へカロリーを30%増加させることによって労働能率の50%アップをはかれるという。⁽⁷¹⁾この報告にもとづき、翌23日、食糧大臣、大管区指導者、Kraut などが出席して、「外国人労働者の健康状態、栄養、労働能率」に関する協議がなされた。そこでは、まず、劣悪な栄養状態と外国人労働者の健康状態の悪化および低い労働能率とが相関関係にあることが指摘された。ある製鉄企業においてはソ連人戦時捕虜の疾病率は15%、イタリア人戦時捕虜は11%であり、ポーフム地区の専門医の調査によると、ソ連人戦時捕虜の10%が結核にかかっていた。⁽⁷²⁾そこで、ヴェストファーレン南部大管区指導者たちは、協議の際「食糧配給量の増加とこれまでの労働配置方法の根本的変更」を要求した。というのは、「十分な栄養を与えられていない外国人労働者を新たに投入しても何の意味もない」からであった。⁽⁷³⁾

こうして、ようやく1944年8月21日以降、ソ連市民労働者ならびにソ連人戦時捕虜を含めた全戦時捕虜は、労働能力の維持と向上のために同じ食糧配給量を受け取るようになった。具体的には、ソ連人労働者ならびに全戦時捕虜の食糧配給量は次表のように決められた。

注 (69) DZW, Bd. 4, S. 496; Streit: *Keine Kameraden*, S. 248f.

(70) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 267.

(71) zit. v. Eichholtz: “Krautaktion”, S. 278.

(72) zit. v. Eichholtz: “Krautaktion”, S. 279.

(73) Eichholtz: “Krautaktion”, S. 279 f. 1944年6月5日、同労働心理学研究所は「ソ連人戦時捕虜、イタリア人戦時捕虜、東方労働者の栄養状態改善行動実施規則」を作成した。「行動」つまり実験調査は食糧配給追加による 1) 能率向上と 2) 健康状態の改善を調査することにあつた。研究所が追加の範囲と種類を決め、調査する企業に指示した。“Richtlinien für die Durchführung der Ernährungsaktion bei russischen Kriegsgefangenen, italienischen Militärinternierten und Ostarbeitern vom 5. 6. 1944”, Anhang Dok., in: Eichholtz: “Krautaktion”, S. 290 f. これにもとづいて、10の企業で計6,802名の上記外国人労働者の調査がおこなわれた。結果的に、調査開始時にはドイツ人の通常の労働能率の60~80%であったが、食糧配給の追加後には、ドイツ人の80~100%の労働能率を発揮、平均して最低15%の労働能率向上が達成された。健康状態も、例えばクルップのFAHでは、イタリア人戦時捕虜の疾病率25%が5%にまで低下した。Eichholtz: “Krautaktion”, S. 281, 284 f.

	パン	肉	脂肪
通常労働者	2,425 g	250 g	218 g
長時間・夜間労働者	2,900	380	233
重労働者	3,350	480	280
最重労働者	4,025	530	320

出典：Rundschreiben der Kreisverwaltung Amberg-Sulzbach der DAF
vom 23.8. 1944, NI-3164(F).

これに加えて、通常労働者から最重労働者にいたるすべての労働者に、月当たり、穀物加工品600 g、ジャム700 g、砂糖700 g、コーヒー代用品250 g、チーズ、コテージチーズそれぞれ125 gが配給されることになった。この変更により、共同宿営施設ないし捕虜収容所に収容された労働者の食糧配給は、1) ソ連市民労働者と全戦時捕虜、2) その他西欧市民労働者ならびにドイツ人労働者という二分類となった。パン配給量は削減されたが、肉、脂肪、砂糖の配給量が増加し、またチーズ、コテージチーズ、ジャムが新たな配給品として加えられ、全体としてはソ連人労働者にとって「有利なもの」⁽⁷⁴⁾となった。しかも、ドイツ人と比較すると、労働者カテゴリー別での段階差は異なっていたものの、通常労働者の食糧配給量は全く同じであった。⁽⁷⁵⁾ソ連人労働者の食糧配給量は西欧市民労働者を下回っていたものの、それなりの改善を意味するものではあった。ここで重要なことは、食糧・農業大臣との話し合いの結果、上記規定によるソ連市民労働者への食糧配給量の増加はあくまで個々の労働者の労働能率と結びつけて認めるものとされたことである。労働能率により、ドイツ人の100%以上のグループI、90%から100%のグループII、90%以下のグループIIIと三分類され、グループIIは無条件で新しい食糧配給量を与えられることになった。グループIIIは、パンの量は新規則によって減らされ、それ以外は従来の配給量にとどめ、砂糖、ジャム、コテージチーズについては新規則、チーズについては従来通り配給しないものとされ、このグループIIIで節約された分、つまり週当たり50 gの肉、88.75 gの脂肪、31.25 gのチーズをグループIに配分するものとされた。ただし、グループIへの特別追加配給の総量は、あくまで節約した量だけが使われるものとされ、その量は企業側が設定した。⁽⁷⁷⁾

さらに1944年10月27日には、食糧・農業大臣は戦時捕虜と外国市民労働者の食糧配給量を同等にする指令を出した。⁽⁷⁸⁾そして1944年12月には、ソ連市民労働者に対して残っていた規制と特別規定は廃棄され、食糧配給、宿営、税金、衣服、処罰その他の点において、すべて他の外国人と同等になった。⁽⁷⁹⁾

しかし問題は、この食糧配給量が実際に支給されたかどうかであろう。ジャガイモとコールラビ

注 (74) Rundschreiben der Kreisverwaltung Amberg-Sulzbach der DAF vom 23.8.1944, NI-3164(F).

(75) Kuczynski: *Lage*, Bd. 6, S. 130.

(76) Streit: *Keine Kameraden*, S. 250; Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 267.

(77) Rundschreiben der Kreisverwaltung Amberg-Sulzbach der DAF vom 23.8.1944, NI-3164(F).

(78) Streit: *Keine Kameraden*, S. 250.

(79) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 268.

が十分に支給されなかったため、実際の支給量は規定を下回っていたが⁽⁸⁰⁾、それだけでなく、空襲の激化によって警護班、収容所主任、経営指導部、職長はますます外国人労働者に悪感情を強く抱くようになり、ソ連市民労働者は食糧の配給を受けられずに放っておかれるということもあったようである⁽⁸¹⁾。

しかし一方、企業によっては、労働能率向上のために「労働能率別食糧配給」規準以上の食糧が追加配給されていたところもあった。たとえばエッセンのフンケ炭坑では、ソ連市民労働者に「東方労働者用の食事」、戦時捕虜に「戦時捕虜用の食事」を与えるという食糧の追加配給規準にはしたがわず、実際には戦時捕虜とソ連市民労働者が「西欧市民労働者用食券」あるいは「ポーランド人用食券」で規定以上の食事をしてきた。そこから生ずる混乱を避けるために、炭鉱側は一定量に限定して特別配給の追加を認めることになった⁽⁸²⁾。こうした例がどの程度あったのかは明らかではないが、Homzeの研究によると、1944年には企業によっては東方労働者に特別配給をおこなうところもあった。ドイツ人の100%あるいはそれ以上の労働能率を達成すると、週に1,500gのパン、50gのマーガリンかバター、100gの肉の追加配給、80%~100%の場合は、750gのパン、50gのマーガリンかバター、100gの肉の追加配給を受けていたようである⁽⁸³⁾。

以上、食糧配給制度とその実態をみてきた。食糧配給制度の基礎には第一に、人種論に依拠する「人種別食糧配給原理」があり、ソ連人労働者はその最下位に位置づけられていたのである。1942年になると、企業サイドから「労働能率別食糧配給」が実施され、産業レベルで急速に拡大していった。1943年以降、国家レベルでの食糧配給政策で「能率原理」が導入されるが、一方人種別食糧配給制も廃棄されることなく存続した。Eichholtzは、1943年春以降、食糧配給制度において人種論的・イデオロギー的な観点が後退し、労働能率向上をめざす経済的なプラグマティックな観点へと転換したと主張するが⁽⁸⁴⁾、本節で示したように、「人種別原理」と「能率原理」の併存を経て、1944年夏以降に「人種別原理」が放棄され、「労働能率別食糧配給」制度に転換したのである。

この「労働能率別食糧配給」は、全体の食糧配給量を増やそうとするものではなく、あくまでも食糧配給の総量は一定に維持し、労働能率の向上をはかろうとするものであった。高い労働能率を発揮する者には食糧配給量を増やし、一方、低い労働能率しか実現できない者に対しては処罰として食糧配給量を減らすという制度であった⁽⁸⁵⁾。これが「人種別原理」と結びついて実施されていたため、食糧配給制度はきわめて複雑な様相を呈していた。食糧配給制度がこのようなアメとムチの両面をもっていたので、外国人労働者に対しても大戦期に食糧配給量が増えたかどうかは一概にはい

注(80) Streit: *Keine Kameraden*, S. 250.

(81) Herbert: *Fremdarbeiter*, S. 292.

(82) Aktenvermerk Zeche Carl Funke vom 2. 8. 1944, Dok. NI-1795.

(83) Homze: S. 247.

(84) Eichholtz: “Krautaktion”, S. 277, 288.

(85) Homze: S. 276.

えず、高い労働能率を発揮することを条件に栄養状態の改善の可能性が与えられ、したがってさらに高い労働能率を達成する物的基礎の一つが与えられたが、他方で、それを達成しえない場合には食糧配給量の削減、栄養状態の悪化、その結果としての労働能率の低下という悪循環が待っていたのである。(続)

文献・資料リスト

- Boelcke, Willi A. (Hg.): *Wollt Ihr den totalen Krieg? Die geheimen Goebbels-Konferenzen 1939-1943*, Stuttgart 1967.
- Boelcke, Willi A. (Hg.): *Deutschlands Rüstung im Zweiten Weltkrieg. Hitlers Konferenzen mit Albert Speer 1942-1945*, Frankfurt a. M. 1969.
- Dörr, Hubert: *Zum Vorgehen der faschistischen Betriebsführung des ehemaligen Lauchhammerwerkes Gröditz im Flick-Konzern gegenüber Arbeitern und anderen Werktätigen sowie zwangsverschleppten ausländischen Arbeitskräften, Kriegsgefangenen und KZ-Häftlingen während des zweiten Weltkrieges*, Diss. Dresden 1978.
- Drobisch, Klaus: *Die Ausbeutung ausländischer Arbeitskräfte im Flick-Konzern während des zweiten Weltkrieges*, Diss. Berlin (0) 1964.
- DZW: Deutschland im zweiten Weltkrieg*, 5 Bde., Berlin (0) 1974-1985.
- Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Bd. I, Berlin (0) 1969; Bd. II, 1985.
- Eichholtz, Dietrich: "Die 'Krautaktion'. Ruhrindustrie, Ernährungswissenschaft und Zwangsarbeit 1944", in: *Europa und der »Reichseinsatz«. Ausländische Zivilarbeiter, Kriegsgefangene und KZ-Häftlinge in Deutschland 1938-1945*, hrsg. v. Ulrich Herbert, Essen 1991.
- Handbuch des GBA: Handbuch für die Dienststellen des Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz und die interessierten Reichsstellen im Großdeutschen Reich und in den besetzten Gebieten*, Berlin 1944.
- Herbert, Ulrich: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Ausländer-Einsatzes" in der Kriegswirtschaft des Dritten Reiches*, Bonn 1985.
- Homze, Edward L.: *Foreign Labor in Nazi Germany*, Princeton 1967.
- IMG: Der F rozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof*, 42 Bde., Nürnberg 1947-1949 (München/Zürich 1984).
- Kuczynski, Jürgen: *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus*, Bd. 6, Berlin (0) 1964.
- MaR: Meldungen aus dem Reich 1938-1945. Die geheimen Lageberichte der Sicherheitsdienstes der SS*, hrsg. und eingeleitet von Heinz Boberach, 17 Bde., Herrsching 1984.
- NI: *Records of the U. S. Chief of Counsel for War Crimes, Nuremberg Military Tribunals, re Nazi Industrialists*
- Pfahlmann, Hans: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939-1945*, Darmstadt 1968.
- RAB l.: Reichsarbeitsblatt.*
- RGB l.: Reichsgesetzblatt.*
- Streit, Christian: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und die sowjetischen Kriegsgefangenen 1941-1945*, Stuttgart 1978.

矢野 久「外国人労働者の強制連行・強制労働—1941/42年を中心に—」井上茂子 他著『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦—』同文館 1989年所収。

矢野 久「大戦期ナチス・ドイツにおける女性労働動員（上）（下）」『三田学会雑誌』83巻1号（1990年4月），83巻4号（1991年1月）。

矢野 久「第二次世界大戦下ドイツ民衆の外国人労働者像」『三田学会雑誌』83巻3号（1990年10月）。

（経済学部助教授）